

通所サービスに係る報酬単価(案)

(平成20年4月以降)

【障害者】

- 新体系事業…………… 二 ～ 五頁
- 旧体系事業…………… 六 ～ 九頁

【障害児】

- 障害児施設…………… 十 ～ 十一頁

通所サービスに係る報酬単価の見直し

趣旨

- 1 障害者自立支援法においては、利用者本位のサービス提供を行う観点から、利用者が自らサービスを選択し、複数のサービスを組み合わせて利用することができるよう、サービスの利用実績に応じて報酬を支払う「日額払い方式」としている。
- 2 「日額払い方式」の下、報酬単価の設定に当たり、利用率を加味して一定の欠員等にも配慮するとともに、支援等に応じた加算措置を設けるほか、平成20年度までの間、従前の報酬額の9割を保障する激変緩和措置を実施しているところであるが、依然として事業運営に不安を訴える意見もある。

事業者の経営基盤の強化を図る
更なる措置を実施

内容

日額払い方式の影響が大きい通所サービス[障害者、障害児の双方を含む(※)。]について、報酬単価の設定に係る「利用率」を見直すことにより、本体報酬の単価を4.6%引き上げる。

※ 児童デイサービス事業については、支援費制度においても1日あたりの単価により報酬を算定していたことから、今回の利用率の見直しの対象とはならない。

※ 通所による本体報酬のみを対象とするため、自立訓練の中でも宿泊型自立訓練及び訪問型の自立訓練の本体報酬は引き上げの対象としない。

【生活介護】

		現行	新
イ 生活介護サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下	(1,262単位)	(1,320単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(1,232単位)	(1,288単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(1,177単位)	(1,231単位)
	(4) 定員81人以上	(1,162単位)	(1,215単位)
ロ 生活介護サービス費(Ⅱ)	(1) 定員40人以下	(1,119単位)	(1,170単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(1,088単位)	(1,138単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(1,043単位)	(1,090単位)
	(4) 定員81人以上	(1,029単位)	(1,076単位)
ハ 生活介護サービス費(Ⅲ)	(1) 定員40人以下	(955単位)	(998単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(924単位)	(966単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(891単位)	(931単位)
	(4) 定員81人以上	(877単位)	(917単位)
ニ 生活介護サービス費(Ⅳ)	(1) 定員40人以下	(846単位)	(884単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(817単位)	(854単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(789単位)	(825単位)
	(4) 定員81人以上	(776単位)	(811単位)
ホ 生活介護サービス費(Ⅴ)	(1) 定員40人以下	(770単位)	(805単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(736単位)	(769単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(718単位)	(751単位)
	(4) 定員81人以上	(704単位)	(736単位)
ヘ 生活介護サービス費(Ⅵ)	(1) 定員40人以下	(696単位)	(728単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(667単位)	(697単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(645単位)	(674単位)
	(4) 定員81人以上	(633単位)	(662単位)
ト 生活介護サービス費(Ⅶ)	(1) 定員40人以下	(650単位)	(679単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(618単位)	(646単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(601単位)	(628単位)
	(4) 定員81人以上	(588単位)	(615単位)
チ 生活介護サービス費(Ⅷ)	(1) 定員40人以下	(606単位)	(633単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(578単位)	(604単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(564単位)	(589単位)
	(4) 定員81人以上	(551単位)	(576単位)
リ 生活介護サービス費(Ⅸ)	(1) 定員40人以下	(577単位)	(603単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(546単位)	(571単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(533単位)	(557単位)
	(4) 定員81人以上	(522単位)	(546単位)
ヌ 生活介護サービス費(Ⅹ)	(1) 定員40人以下	(547単位)	(572単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(515単位)	(538単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(510単位)	(533単位)
	(4) 定員81人以上	(496単位)	(518単位)
ル 生活介護サービス費(Ⅺ)	(1) 定員40人以下	(502単位)	(525単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(473単位)	(494単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(460単位)	(481単位)
	(4) 定員81人以上	(446単位)	(466単位)
ヲ 基準該当生活介護サービス費		(696単位)	(728単位)

【自立訓練(機能訓練)】

		現行	新
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下	(639単位)	(668単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(608単位)	(635単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(583単位)	(609単位)
	(4) 定員81人以上	(547単位)	(572単位)
ハ 基準該当機能訓練サービス費		(639単位)	(668単位)

【自立訓練(生活訓練)】

		現行	新
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員40人以下	(639単位)	(668単位)
	(2) 定員41人以上60人以下	(608単位)	(635単位)
	(3) 定員61人以上80人以下	(583単位)	(609単位)
	(4) 定員81人以上	(547単位)	(572単位)
二 基準該当生活訓練サービス費		(639単位)	(668単位)

111

【就労移行支援】

		現行	新
イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(736単位)	(769単位)
	(2)定員41人以上60人以下	(705単位)	(737単位)
	(3)定員61人以上80人以下	(663単位)	(693単位)
	(4)定員81人以上	(629単位)	(657単位)

【就労移行支援(養成施設)】

		現行	新
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(456単位)	(476単位)
	(2)定員41人以上60人以下	(427単位)	(446単位)
	(3)定員61人以上80人以下	(416単位)	(435単位)
	(4)定員81人以上	(403単位)	(421単位)

㊦

【就労継続支援A型】

	現行	新
イ 定員40人以下	(460単位)	(481単位)
ロ 定員41人以上60人以下	(429単位)	(448単位)
ハ 定員61人以上80人以下	(420単位)	(439単位)
ニ 定員81人以上	(406単位)	(424単位)

【就労継続支援B型】

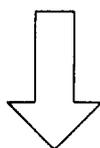
		現行	新
イ 就労継続支援B型 サービス費(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(504単位)	(527単位)
	(2)定員41人以上60人以下	(473単位)	(494単位)
	(3)定員61人以上80人以下	(464単位)	(485単位)
	(4)定員81人以上	(450単位)	(470単位)
ロ 就労継続支援B型 サービス費(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(460単位)	(481単位)
	(2)定員41人以上60人以下	(429単位)	(448単位)
	(3)定員61人以上80人以下	(420単位)	(439単位)
	(4)定員81人以上	(406単位)	(424単位)
ハ 基準該当就労継続 支援B型サービス費(注)		(-)	(-)

五

(注) 基準該当就労継続支援B型サービス費の報酬算定式

【現行】

$$(保護施設事務費) \div 22 \div 0.945 \div 10) + 23$$



【新】

$$\{ (保護施設事務費) \div 22 \div 0.945 \div 10) + 23 \} \times 1.046$$

【旧身体障害者通所更生施設】

				現行	新		
イ 旧指定内部障害者更生施設以外の施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(403単位)	(421単位)		
			b 区分B	(394単位)	(412単位)		
			c 区分C	(384単位)	(401単位)		
		(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(551単位)	(576単位)		
			b 区分B	(514単位)	(537単位)		
			c 区分C	(477単位)	(498単位)		
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(420単位)	(439単位)			
		ロ 旧指定内部障害者更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(403単位)	(421単位)
					b 区分B	(394単位)	(412単位)
c 区分C	(384単位)				(401単位)		
(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A			(551単位)	(576単位)		
	b 区分B			(514単位)	(537単位)		
	c 区分C			(477単位)	(498単位)		
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(420単位)			(439単位)			

【旧身体障害者通所療護施設】

				現行	新
ロ 通所による指定旧法施設支援を行う場合	(1)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)定員4人以下	a 区分A	(738単位)	(771単位)
			b 区分B	(715単位)	(747単位)
			c 区分C	(692単位)	(723単位)
		(二)定員5人以上10人以下	a 区分A	(1,226単位)	(1,282単位)
			b 区分B	(1,216単位)	(1,271単位)
			c 区分C	(1,207単位)	(1,262単位)
		(三)定員11人以上20人以下	a 区分A	(871単位)	(911単位)
			b 区分B	(866単位)	(905単位)
			c 区分C	(861単位)	(900単位)
		(2)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(一)区分A	(939単位)	(982単位)
			(二)区分B	(865単位)	(904単位)
			(三)区分C	(791単位)	(827単位)
		(3)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	(420単位)	(439単位)	

水

【旧身体障害者通所授産施設】

				現行	新		
イ 旧指定 特定身体 障害者入 所授産施 設	(2)通所に よる指定 施旧法設 支援を行 う場合	(一)身体障害者に対する指定 旧法施設支援を行う場合	a b以外の場合	i 区分A	(403単位)	(421単位)	
				ii 区分B	(394単位)	(412単位)	
				iii 区分C	(384単位)	(401単位)	
			b 分場において行う場合	i 区分A	(514単位)	(537単位)	
				ii 区分B	(475単位)	(496単位)	
				iii 区分C	(436単位)	(456単位)	
		(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(551単位)	(576単位)		
			b 区分B	(514単位)	(537単位)		
			c 区分C	(477単位)	(498単位)		
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合				(420単位)	(439単位)
ロ 旧指定 特定身体 障害者通 所授産施 設	(1)(2)以 外の場合	(一)身体障害者に対する指定 旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A	(693単位)	(724単位)	
				ii 区分B	(656単位)	(686単位)	
				iii 区分C	(579単位)	(605単位)	
			b 定員21人以上40人以下	i 区分A	(543単位)	(567単位)	
				ii 区分B	(519単位)	(542単位)	
				iii 区分C	(494単位)	(516単位)	
			c 定員41人以上60人以下	i 区分A	(433単位)	(452単位)	
				ii 区分B	(418単位)	(437単位)	
				iii 区分C	(387単位)	(404単位)	
			d 定員61人以上	i 区分A	(373単位)	(390単位)	
				ii 区分B	(362単位)	(378単位)	
				iii 区分C	(340単位)	(355単位)	
			(二)知的障害者に対する指定 旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A	(939単位)	(982単位)
					ii 区分B	(865単位)	(904単位)
					iii 区分C	(791単位)	(827単位)
				b 定員21人以上40人以下	i 区分A	(727単位)	(760単位)
					ii 区分B	(677単位)	(708単位)
					iii 区分C	(628単位)	(656単位)
		c 定員41人以上60人以下		i 区分A	(601単位)	(628単位)	
				ii 区分B	(571単位)	(597単位)	
				iii 区分C	(542単位)	(566単位)	
		d 定員61人以上		i 区分A	(508単位)	(531単位)	
				ii 区分B	(487単位)	(509単位)	
				iii 区分C	(466単位)	(487単位)	
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合				(420単位)	(439単位)
		(2)分場 において行 う場合	(一)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(514単位)	(537単位)	
				b 区分B	(475単位)	(496単位)	
				c 区分C	(436単位)	(456単位)	
			(二)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(551単位)	(576単位)	
				b 区分B	(514単位)	(537単位)	
c 区分C	(477単位)			(498単位)			
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合				(420単位)	(439単位)		

【旧知的障害者通所更生施設】

		現行	新			
イ 旧指定知的障害者入所更生施設	(2)通所による指定旧法施設支援を行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (551単位) (576単位)			
			b 区分B (514単位) (537単位)			
			c 区分C (477単位) (498単位)			
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A (403単位) (421単位)			
			b 区分B (394単位) (412単位)			
			c 区分C (384単位) (401単位)			
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合		(420単位)	(439単位)	
		ロ 旧指定知的障害者通所更生施設	(1)(2)以外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A (899単位) (940単位)
						ii 区分B (827単位) (865単位)
	iii 区分C (719単位) (752単位)					
b 定員21人以上40人以下	i 区分A (700単位) (732単位)					
	ii 区分B (652単位) (681単位)					
	iii 区分C (555単位) (580単位)					
c 定員41人以上60人以下	i 区分A (585単位) (611単位)					
	ii 区分B (557単位) (582単位)					
	iii 区分C (499単位) (521単位)					
d 定員61人以上	i 区分A (497単位) (519単位)					
	ii 区分B (476単位) (497単位)					
	iii 区分C (435単位) (455単位)					
(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人			i 区分A (693単位) (724単位)		
				ii 区分B (656単位) (686単位)		
				iii 区分C (579単位) (605単位)		
	b 定員21人以上40人以下			i 区分A (543単位) (567単位)		
				ii 区分B (519単位) (542単位)		
				iii 区分C (494単位) (516単位)		
	c 定員41人以上60人以下			i 区分A (433単位) (452単位)		
				ii 区分B (418単位) (437単位)		
				iii 区分C (387単位) (404単位)		
	d 定員61人以上			i 区分A (373単位) (390単位)		
				ii 区分B (362単位) (378単位)		
				iii 区分C (340単位) (355単位)		
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合				(420単位)	(439単位)	
(2)分場において行う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			a 区分A (551単位) (576単位)		
				b 区分B (514単位) (537単位)		
				c 区分C (477単位) (498単位)		
	(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			a 区分A (514単位) (537単位)		
				b 区分B (475単位) (496単位)		
				c 区分C (436単位) (456単位)		
	(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			(420単位)	(439単位)	

八

【旧知的障害者通所授産施設】

			現行	新		
イ 旧指定 特定知的 障害者入 所授産施 設	(2)通所に よる指定 旧法施設 支援を行う 場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(551単位)	(576単位)	
			b 区分B	(514単位)	(537単位)	
			c 区分C	(477単位)	(498単位)	
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a b以外の場合	i 区分A	(403単位)	(421単位)
				ii 区分B	(394単位)	(412単位)
				iii 区分C	(384単位)	(401単位)
			b 分場において行う場合	i 区分A	(514単位)	(537単位)
				ii 区分B	(475単位)	(496単位)
				iii 区分C	(436単位)	(456単位)
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			(420単位)	(439単位)
ロ 旧指定 特定知的 障害者通 所授産施 設	(1)(2)以 外の場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A	(939単位)	(982単位)
				ii 区分B	(865単位)	(904単位)
				iii 区分C	(791単位)	(827単位)
			b 定員21人以上40人以下	i 区分A	(727単位)	(760単位)
				ii 区分B	(677単位)	(708単位)
				iii 区分C	(628単位)	(656単位)
			c 定員41人以上60人以下	i 区分A	(601単位)	(628単位)
				ii 区分B	(571単位)	(597単位)
				iii 区分C	(542単位)	(566単位)
			d 定員61人以上	i 区分A	(508単位)	(531単位)
				ii 区分B	(487単位)	(509単位)
				iii 区分C	(466単位)	(487単位)
		(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 定員20人	i 区分A	(693単位)	(724単位)
				ii 区分B	(656単位)	(686単位)
				iii 区分C	(579単位)	(605単位)
			b 定員21人以上40人以下	i 区分A	(543単位)	(567単位)
				ii 区分B	(519単位)	(542単位)
				iii 区分C	(494単位)	(516単位)
			c 定員41人以上60人以下	i 区分A	(433単位)	(452単位)
				ii 区分B	(418単位)	(437単位)
				iii 区分C	(387単位)	(404単位)
			d 定員61人以上	i 区分A	(373単位)	(390単位)
				ii 区分B	(362単位)	(378単位)
				iii 区分C	(340単位)	(355単位)
		(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			(420単位)	(439単位)
		(2)分場 において行 う場合	(一)知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A	(551単位)	(576単位)
				b 区分B	(514単位)	(537単位)
c 区分C	(477単位)			(498単位)		
(二)身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	a 区分A		(514単位)	(537単位)		
	b 区分B		(475単位)	(496単位)		
	c 区分C		(436単位)	(456単位)		
(三)精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合			(420単位)	(439単位)		

【知的障害児通園施設】

		現行	新
知的障害児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
肢体不自由児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
難聴幼児の場合	(1) 定員30人以下	(975単位)	(1,019単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(896単位)	(937単位)
	(3) 定員41人以上	(817単位)	(854単位)
幼児加算（知的障害児及び肢体不自由児の場合のみ対象）		(253単位)	(264単位)

+

【難聴幼児通園施設】

		現行	新
難聴幼児の場合	(1) 定員30人以下	(975単位)	(1,019単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(896単位)	(937単位)
	(3) 定員41人以上	(817単位)	(854単位)
知的障害児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
肢体不自由児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
幼児加算（知的障害児及び肢体不自由児の場合のみ対象）		(253単位)	(264単位)

【肢体不自由児施設（通所）】

		現行	新
肢体不自由児の場合		(303単位)	(316単位)
知的障害児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
難聴幼児の場合	(1) 定員30人以下	(975単位)	(1,019単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(896単位)	(937単位)
	(3) 定員41人以上	(817単位)	(854単位)
幼児加算（知的障害児の場合のみ対象）		(253単位)	(264単位)

【肢体不自由児通園施設】

		現行	新
肢体不自由児の場合		(303単位)	(316単位)
知的障害児の場合	(1) 定員30人以下	(634単位)	(663単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(581単位)	(607単位)
	(3) 定員41人以上50人以	(526単位)	(550単位)
	(4) 定員51人以上60人以	(475単位)	(496単位)
	(5) 定員61人以上70人以	(456単位)	(476単位)
	(6) 定員71人以上80人以	(437単位)	(457単位)
	(7) 定員81人以上	(417単位)	(436単位)
難聴幼児の場合	(1) 定員30人以下	(975単位)	(1,019単位)
	(2) 定員31人以上40人以	(896単位)	(937単位)
	(3) 定員41人以上	(817単位)	(854単位)
幼児加算（知的障害児の場合のみ対象）		(253単位)	(264単位)

+

通所サービスにおける定員を超えた受入の更なる弾力化

◎ 次のいずれかに該当するまでは、定員を超えて受け入れることを可能とする（定員超過利用減算を行わない）。

(1) 過去3ヶ月間の利用実績による取扱い

過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数を超えること

※ ただし、定員11人以下の場合は、過去3ヶ月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超えること

(2) 1日当たりの利用実績による取扱い

① 定員50人以下の場合：定員の150%を超えること

② 定員51人以上の場合：定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えた数を超えること

※ 定員超過利用を120%から150%に緩和することにより、全ての施設において毎日3人以上の定員を超えた受入が可能となることから、1日当たりの利用者数については、小規模施設に対する特例措置は設けない。